

令和5年第2回

西予市議会定例会議案

令和5年6月  
西予市

## 目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第55号	西予市児童公園条例制定について	1
議案第56号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	6
議案第57号	令和5年度西予市一般会計補正予算(第4号)	別冊
議案第58号	令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第59号	令和5年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
議案第60号	令和5年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
報告第1号	令和4年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について	9
報告第2号	令和4年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	11
報告第3号	令和4年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	15
報告第4号	令和4年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	17
報告第5号	令和4年度西予市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	19
報告第6号	専決処分事項の報告について	21

議案第55号

西予市児童公園条例制定について

西予市児童公園条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月12日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市児童公園を設置するため、本条例を制定するものである。

## 西予市児童公園条例

(設置)

第1条 児童の健全な発達を図り、もって住民の福祉の増進に資するため、西予市児童公園(以下「公園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 西予市児童公園
- (2) 位置 西予市宇和町稲生157番地

(指定管理者)

第3条 市長は、公園の管理運営上、必要と認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公園の全部又は一部の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公園の利用の許可に関する業務
- (2) 公園の利用に係る料金の徴収に関する業務
- (3) 公園の維持管理及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用の許可等)

第5条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品販売その他営業行為をすること。
- (2) 公園をその用途以外に利用することを目的とする集会及びこれに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公園の管理上支障を及ぼすおそれのあること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項又は前項の許可に公園の管理上必要な条件を付すことがで

きる。

(行為の禁止)

第6条 公園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項の許可において、特に認められたものについては、この限りでない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更すること。
- (3) 樹木の伐採し、又は植物、土砂を採取すること。
- (4) 広告等を掲示し、又は散布すること。
- (5) 指定した以外の場所に車両等を乗り入れること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理上特に必要があると認められること。

(利用の制限又は禁止)

第7条 市長は、公園を利用しようとする者又は現に利用している者が、次の各号のいずれかに該当するときは、公園に立ち入ることを制限し、若しくは禁止し、又は公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が利用を不相当と認めるとき。

2 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用する者の危険を防止するため、公園の利用を禁止し、又は制限をすることができる。

(利用等の許可の取消し等)

第8条 市長は、第5条第1項又は第3項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、許可後においても、前条第1項各号に該当するとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により許可を得たとき。
- (2) 利用の制限及び利用等の許可条件に違反したとき。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(利用料金)

第10条 指定管理者が管理する公園の利用に係る料金(以下「利用料金」とい

う。)は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、前条の別表に定める使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上特に必要と認める場合は、使用料を減額又は免除することができる。

2 指定管理者に施設の管理を行わせる場合にあつて、指定管理者が前条の利用料金を減額又は免除するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者が、自己の責によらない理由で利用できなくなったとき。

(2) 公益上又は管理上の必要により、利用を停止し、又は許可を取り消したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(原状回復義務等)

第13条 公園の施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第14条 第3条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合における第5条、第7条、第8条、第11条第1項及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年9月3日から施行する。

別表(第9条関係)

行為の種別	単位	使用料(円)
物品販売その他営業行為	1平方メートルにつき1日	50
集会及びこれに類する催しのために公園の全部又は一部を独占する利用	1平方メートルにつき1日	10
その他の利用	市長がその都度定める単位	市長がその都度定める額

## 備考

- 1 使用料算定の基礎となる面積が1平方メートル未満であるとき又は1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルに切り上げる。
- 2 公園の光熱水費を使用した場合は、それに相当する実費を加算するものとする。
- 3 仮設工作物等を設置し、公園の全部又は一部を占有する場合は、西予市都市公園条例(平成16年西予市条例第223号)及び西予市道路占用料徴収条例(平成16年西予市条例第224号)の例により算定した額を加算するものとする。

議案第56号

西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

西予市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月12日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。



## 西予市火災予防条例の一部を改正する条例

西予市火災予防条例(平成16年西予市条例第254号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう」を「を除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

- ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければなら」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

#### 別表第7 削除

##### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の西予市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の西予市火災予防条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

報告第1号

令和4年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について

令和4年度西予市一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告します。

令和5年6月12日 提出

西予市長 管 家 一 夫

令和4年度西予市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残 額	翌年度通 次繰越額	左 の 財 源 内 訳				
				予 算 計上額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源			
											国 県 支出金	地方債	その他	
2	総務費	1 総務管理費	C A T V整備事業	179,179,000	52,728,000	0	52,728,000	0	52,728,000	52,728,000	5,428,000	0	47,300,000	0
3	民生費	2 児童福祉費	児童公園整備事業	148,500,000	63,791,000	0	63,791,000	26,200,000	37,591,000	34,300,000	0	0	0	34,300,000
9	消防費	1 消防費	消防本部署庁舎建設事業	76,670,000	55,000,000	0	55,000,000	35,800,000	19,200,000	19,200,000	100,000	0	18,100,000	1,000,000
10	教育費	6 文化振興費	宇和文化会館管理運営事業	144,100,000	106,400,000	0	106,400,000	45,900,000	60,500,000	60,500,000	3,200,000	0	57,300,000	0

報告第2号

令和4年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和4年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告します。

令和5年6月12日 提出

西予市長 管 家 一 夫

令和4年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	その他	市債	
2 総務費	1 総務管理費	市有財産維持管理事業	98,574,000	33,291,000	0	0	0	0	33,291,000
		復興支援事業	17,177,000	499,086	0	0	0	0	499,086
	8 地域振興費	移住交流促進事業	32,882,000	5,506,000	0	2,031,000	0	0	3,475,000
		土居地区地域づくり活動センター整備事業	517,785,000	41,118,000	41,455	0	0	33,900,000	7,176,545
3 民生費	2 児童福祉費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (児童福祉費)	101,412,000	1,250,000	0	0	0	0	1,250,000
4 衛生費	4 水道費	水道事業会計繰出事業	96,177,000	68,968,000	0	0	0	0	68,968,000
6 農林水産業費	1 農業費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (農業費)	12,200,000	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000
		畜産施設整備事業	150,000,000	81,067,800	77,034,410	0	0	4,000,000	33,390
		ため池等農地災害危機管理対策事業	4,591,000	2,400,000	0	0	168,000	0	2,232,000
	2 林業費	林道小振鍵山線開設事業	23,000,000	12,100,000	40,250	6,655,000	1,035,000	4,100,000	269,750
		林道平野線開設事業	20,210,000	12,100,000	77,263	6,655,000	900,000	4,400,000	67,737
	3 水産業費	漁港施設維持管理事業	11,515,000	2,643,500	0	0	0	0	2,643,500
		水産物供給基盤機能保全事業	100,300,000	66,600,000	64,908	33,300,000	0	33,200,000	35,092
		長早漁港海岸高潮対策事業	65,400,000	39,800,000	47,376	25,870,000	0	12,400,000	1,482,624
		田の浜(高山)漁港西物揚場整備事業	151,900,000	22,220,000	66,000	0	0	20,300,000	1,854,000
		漁村再生交付金事業	45,000,000	20,276,000	66,000	13,525,000	0	6,600,000	85,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	その他	市債	
8 土木費	1 土木管理費	がけ崩れ防災対策事業	5,000,000	3,200,000	80,000	1,920,000	500,000	700,000	0
	2 道路橋梁費	道路橋梁維持修繕事業	46,752,000	9,747,000	0	0	0	0	9,747,000
		市道下高野子線改良事業	42,000,000	42,000,000	0	20,500,000	0	21,500,000	0
		市道鳴山1号線改良事業	30,400,000	22,000,000	0	0	0	22,000,000	0
		市道知野龍徳線改良事業	20,000,000	12,600,000	0	0	0	12,600,000	0
		市道平岩柳沢線改良事業	6,860,000	936,000	76,000	0	0	800,000	60,000
		市道脇宮崎線改良事業	20,000,000	12,711,000	75,497	0	0	11,900,000	735,503
		トンネル点検補修事業	26,000,000	26,000,000	0	15,675,000	0	10,300,000	25,000
		市道二及10号線改良事業	170,000,000	120,806,747	2,747	40,404,000	0	80,400,000	0
		橋梁長寿命化修繕計画策定事業	47,000,000	19,424,000	13,000	11,286,000	0	8,100,000	25,000
		橋梁補修事業	133,000,000	95,400,000	89,000	59,313,000	0	35,900,000	98,000
	3 河川費	河川維持事業	20,700,000	7,576,000	0	0	0	0	7,576,000
	5 都市計画費	野村地区都市再生整備計画事業	99,976,000	54,917,312	2,312	24,215,000	0	30,700,000	0
		三瓶地区雨水公共下水道事業	531,708,000	399,906,000	50,000	190,204,000	0	190,100,000	19,552,000
6 住宅費	公営住宅管理事業	15,212,419	6,500,000	6,500,000	0	0	0	0	
	地域住宅交付金事業	272,694,500	33,239,000	81,000	6,832,000	0	26,300,000	26,000	
	小規模住宅地区等改良事業	296,669,000	212,582,500	51,850	94,757,000	0	110,900,000	6,873,650	
9 消防費	1 消防費	消防団施設整備事業	42,242,000	7,999,000	76,000	2,743,000	0	5,100,000	80,000
10 教育費	1 教育総務費	スクールバス維持管理事業	123,020,395	4,814,000	0	2,200,000	0	0	2,614,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	その他	市債	
	3 中学校費	中学校管理事業	22,429,733	2,183,453	0	0	0	0	2,183,453
	7 保健体育費	溪筋地区体育館建設事業	277,318,000	594,000	0	0	0	0	594,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地災害復旧事業（現年度）	27,083,000	17,434,000	81,749	15,948,948	147,000	300,000	956,303
		農地災害復旧事業（過年度）	46,289,000	17,499,400	27,904	12,306,482	796,700	100,000	4,268,314
		農業用施設災害復旧事業（現年度）	106,195,000	91,434,000	0	88,470,528	142,800	400,000	2,420,672
		農業用施設災害復旧事業（過年度）	22,042,000	16,377,000	0	8,441,804	12,840	0	7,922,356
	6 公共土木施設災害復旧費	道路橋梁河川災害復旧事業（現年度）	274,549,000	189,043,805	60,000	83,970,000		41,800,000	63,213,805
		道路橋梁河川災害復旧事業（過年度）	100,038,000	63,183,000	37,000	29,425,000		10,500,000	23,221,000
		計	4,273,301,047	1,904,946,603	84,741,721	796,647,762	3,702,340	739,300,000	280,554,780



報告第3号

令和4年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和4年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により報告します。

令和5年6月12日 提出

西予市長 管 家 一 夫

令和4年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為 予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
6	農林水産 業費	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	466,304,000	0	466,304,000	0	466,304,000	0	466,304,000	0	補助金において、世界的な半導体不足の影響により、原材料調達に不測の日数を要したため繰越となった。
11	災害復旧 費	1 農林水産施設 災害復旧費	142,200,000	0	142,200,000	0	142,200,000	7,000	136,282,000	5,911,000	工事請負費において、残土処理場の境界に地権者から異議申し立てがあり、再調整に不測の日数を要したため繰越となった。
		6 公共土木施設 災害復旧費	道路橋梁河川災害復 旧事業（現年度）	28,129,000	26,019,000	2,110,000	1,023,000	3,133,000	67,000	2,189,000	877,000
	道路橋梁河川災害復 旧事業（過年度）		111,751,700	69,766,000	41,985,700	13,884,300	55,870,000	75,700	36,207,000	19,587,300	工事請負費において、令和元年及び令和2年梅雨前線豪雨災害の影響により、資材置場の用地使用計画変更等に不測の日数を要したため繰越となった。

報告第4号

令和4年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和4年度西予市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告します。

令和5年6月12日 提出

西予市長 管 家 一 夫

令和4年度西予市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金	企業債	出資金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	水管橋布設替設計委託業務	18,040,000	0	18,040,000	5,437,000	0	0	12,603,000	0	0	三瓶給水区域における南地区水管橋布設替設計委託業務について、関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が見込めなくなったため、繰越となった。
		水道施設監視システム更新工事	45,650,000	0	45,650,000	14,666,000	30,400,000	0	584,000	0	0	明浜給水区域における水道施設監視システム更新工事について、半導体不足の影響に伴う資材の納品遅延により不測の日数を要し、年度内完了が見込めなくなったため、繰越となった。
		津布理浄水場整備事業	282,711,000	15,587,000	267,124,000	36,649,000	150,000,000	48,865,000	31,610,000	0	0	三瓶給水区域における津布理浄水場整備事業について、半導体不足の影響に伴う資材の納品遅延により不測の日数を要し、年度内完了が見込めなくなったため、繰越となった。

報告第5号

令和4年度西予市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和4年度西予市公共下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告します。

令和5年6月12日 提出

西予市長 管 家 一 夫

令和4年度西予市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金	企業債	繰越工事資金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠整備事業	150,640,000	14,751,000	134,640,000	62,000,000	66,500,000	0	6,140,000	1,249,000	0	工事施工予定箇所に係る住民との協議(用地幅)に不測の日数を要したため繰越するもの。

## 報告第6号

### 専決処分事項の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月12日提出

西予市長 管 家 一 夫

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号に該当する処理の報告について

番号	発生部局	和解成立 年月日	損害賠償及 び補償の額	事件の概要
1	教育部 学校教育課	R5. 1. 13	121,000円	令和3年7月20日から令和5年1月4日までの間、本市教育委員会が所管するホームページにおいて、相手方が著作権を有するイラストをその使用許諾を得ることなく使用し、著作権を侵害した。そのため、損害賠償として当該イラストの使用料相当額を支払ったもの。